



2021. 6. 25

### 神奈川県初！横浜環境保全(株)と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結

静岡銀行(頭取 柴田 久)では、SDGs への取り組みの一環として、横浜環境保全(株)(社長 高橋義和氏)と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス(※)」契約を締結しましたので、その概要をご案内します。

※企業活動が環境・社会・経済のいずれかの側面において与えるインパクトを包括的に分析し、特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減に向けた取り組みを支援する融資

#### 1. 概要

- (1) 契約日／6月25日(金)
- (2) 融資金額／275,000,000円
- (3) 資金使途／設備資金
- (4) インパクト評価／国連環境計画金融イニシアティブが提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」およびポジティブインパクトファイナンスタスクフォースが提唱した「インパクトファイナンスの基本的考え方」に基づき、一般財団法人静岡経済研究所が(株)日本格付研究所の協力を得て評価を実施
- (5) モニタリング体制／一般財団法人静岡経済研究所とともに「ポジティブ・インパクト金融原則」に従い構築した内部管理体制のもと、インパクト評価で特定した KPI について、融資期間中における借入人のインパクトパフォーマンスのモニタリングを実施

#### 2. 横浜環境保全(株)の取り組みについて(詳細は「評価書」をご参照ください)

- 同社は、企業理念「未来そして子供たちのために“環境保全事業”を通して地域社会に最も貢献する」のもと、一般廃棄物および産業廃棄物の収集・運搬を行うとともに、プラスチックや金属くずのリサイクルや、生ゴミを自然発酵させて堆肥化・固形燃料化する「環境保全トータルシステム」を有するなど、環境保全に関わるさまざまな事業に取り組まれています。
- 今回、同社の企業活動が社会・環境・経済に与えるインパクトを、以下のとおり評価しました。

社会面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の循環(飲食店での生ごみを堆肥化し、契約農家で利用された後に生産された野菜などを排出事業者である飲食店に提供)</li> <li>・衛生的な住環境の提供(脱着装置付コンテナ専用車や保冷車など多様な回収車を保有し、感染性廃棄物を含めてあらゆる事業系廃棄物の回収が可能)</li> </ul>	
環境面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な生産消費形態(産業廃棄物のリサイクルや廃棄物の再資源化)</li> <li>・環境意識を高める活動(地域の小中学校の工場見学の受け入れ、職業講話の実施)</li> </ul>	
経済面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い経済生産性の達成(子供が描いた絵をプリントした「デザインパッカー車」での収集・運搬による業界価値の向上、若手従業員増加による社内の活性化)</li> <li>・社員の笑顔(経営理念の共有による従業員満足度の向上、健康経営実践による安心して働ける職場環境の構築)</li> </ul>	

#### 【ご参考】横浜環境保全(株)の概要

所在地	神奈川県横浜市中区山下町 273 JPT 元町ビル 2 階	創業	1972年(昭和47年)2月
資本金	98百万円	売上高	4,084百万円(2021年3月期)

# ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2021年6月25日

一般財団法人 静岡経済研究所

静岡経済研究所は、静岡銀行が、横浜環境保全株式会社（以下、横浜環境保全）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、横浜環境保全の企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響およびネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

## <要約>

### （企業概要、経営方針と事業活動）

横浜環境保全は事業系一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬処分業者であり、プラスチックや金属くずのリサイクルに留まらず、生ゴミなどを自然発酵させる堆肥化・固形燃料化施設も擁した環境保全トータルシステムを強みとしている。製造した堆肥は「ハマのありが堆肥」として、契約農家などが利用しており、生産された野菜を横浜市内の飲食店などで提供する食の循環「フードループ」に取り組んでいる。このほか、リサイクル事業全般で廃棄物の削減に貢献している。

### （インパクトの特定）

ポジティブなインパクトが期待できる活動としては、感染性廃棄物を含めたあらゆる事業系廃棄物を回収している点や工程の効率化を含めた廃プラスチック処理能力の拡大方針、フードループへの取組みが、社会面の「衛生的な住環境の提供」や「廃棄物処理能力の拡大」、「食の循環」に、業界価値向上に伴う優秀な人材の確保による社内活性化や企業理念・ミッションの社内での共有が、経済面における「高い経済生産性の達成」や「社員の笑顔」が想定される。そのほか、リサイクルによる廃棄物の削減が、環境面における「持続可能な生産消費形態」や「廃棄物削減」として、工場見学や職業講話などが、「環境意識を高める活動」としてポジティブなインパクトに挙げられる。

一方で、ネガティブなインパクトを低減する活動としては、シャッターを利用した臭気の遮断や桜のおがくずを活用した脱臭といった「衛生的な住環境の提供」や、走行距離の短縮や効率的な回収作業、焼却量の削減などによる「環境負荷低減」が想定される。

### （インパクトレーダーとの関連性）

特定されたインパクトを UNEP FI が掲げるインパクトレーダーに当てはめると、ポジティブ・インパクトについては、安定的な回収事業による衛生的な生活環境の確保やリサイクル事業全般、環境意識を高める活動、フードループへの取組みは「健康と衛生」や「廃棄物」、「食料」に該当する。業界価値向上に伴う職場の活性化や経営理念の共有、健康経営の実践が「経済の収れん」や「雇用」への、廃棄物の再資源化が「資源効率・資源安全確保」への該当が想定される。

一方、シャッターによる臭気の遮断や桜のおがくずによる脱臭が「健康と衛生」の、効率的な廃棄物収集や堆肥化などによる廃棄物焼却量の削減が「気候変動」のネガティブ・インパクトを抑制している。

#### **(SDGs との関連性)**

基本的な生活サービスの提供や廃プラスチック処理能力の拡大方針は「ターゲット 11.1」や「ターゲット 9.4」、「ターゲット 14.1」への関連性が認められ、フードループへの取組みは「ターゲット 2.4」に、業界価値向上への取組みに伴う優秀な人材の確保および社内の活性化は「ターゲット 8.2」にとってプラスの効果を与える。また、経営理念の共有や健康経営の実践などは、「ターゲット 8.5」にポジティブなインパクトを及ぼす。さらに、廃棄物の再資源化事業は「ターゲット 12.2」や「ターゲット 12.5」に、積極的な環境意識を高める活動は「ターゲット 13.3」に資する。

一方、シャッターを利用した臭気の遮断や桜のおがくずを活用した脱臭、走行距離の短縮や廃棄物回収作業の改善などは、「ターゲット 11.6」、に関するネガティブなインパクトを抑制するものである。

#### **(地域課題との関連性)**

横浜環境保全には、横浜市における「横浜市環境管理計画」や「ヨコハマ 3 R 夢プラン」といった、環境保全計画への貢献が期待される。また、災害時や非常時にも、行政に対する協力姿勢を示しており、積極的に行動する態度は地域への貢献度が非常に大きい。

横浜環境保全は、未来そして子供たちのために、産業廃棄物処理業界全体で環境問題に取り組む姿勢の醸成を目指している。本ポジティブ・インパクト・ファイナンスは、代表取締役社長の高橋義和氏（以下、高橋社長）のこうした強い思いを具現化するものである。

#### **(KPI の設定とマネジメント体制)**

特定したインパクト（社会面、経済面、環境面）ごとに、KPI（指標と目標）を設定する。推進体制としては、高橋社長を最高責任者に、専務取締役の高橋亮平氏（以下、高橋専務）を環境管理責任者にした、経営企画室内のプロジェクトチームが中心となる。また、行政や公的機関、支援機関、あるいは同じ思いを持つ全国の廃棄物処理業者との連携、協力を模索する。

#### **(モニタリング)**

KPI の達成および進捗状況については、静岡銀行と横浜環境保全の担当者が、少なくとも年に 1 回の会合の場を設け、共有する。静岡銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは静岡銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

**今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要**

契約日および返済期限	2021年6月25日～2022年6月25日（1年0ヵ月）
金額	275,000,000円
資金使途	設備資金
モニタリング期間	5年0ヵ月

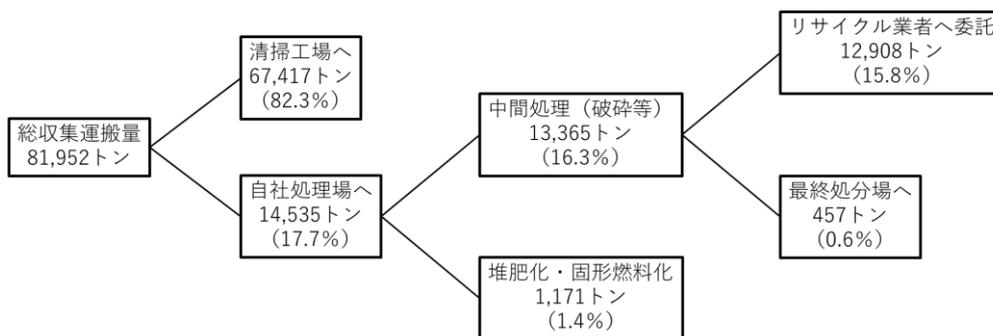
## 企業概要

企業名	横浜環境保全株式会社
所在地	神奈川県横浜市中区山下町 273 JPT 元町ビル 2 階
事業所	金沢事業所 瀬谷事業所
従業員数	258 人 (職種別) 営業 12 人 運転手 (管理職含) 170 人 事務 19 人 常駐作業員 57 人
資本金	98 百万円
業種	一般廃棄物および産業廃棄物収集運搬処分業
事業の内容	一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬処分業 医療系産業廃棄物収集運搬 資源物収集運搬 (リサイクル業) 産業廃棄物中間処理 (粉碎、融解) 一般廃棄物再生肥料の製造、販売 瓶、缶リサイクル業 貨物計量業務 その他上記に付帯する一切の業務
主要取引先	(回収先) 横浜市内事業者 (回収先件数 10,500 件) (リサイクル委託業者) (株)シンシア (シンシア横浜 R・C センター) (株)アイテック ほか 30 社以上
沿革	1972 年 会社設立、横浜市より一般廃棄物収集運搬の許可を第一号で受ける 1988 年 産業廃棄物中間処理場開設 1996 年 中間処理業務拡大、粉碎機、溶解機を導入 2001 年 一般廃棄物の堆肥工場を設置、堆肥製造事業開始 2009 年 一般廃棄物および産業廃棄物の堆肥工場を新規増設 2014 年 デザインパッカー車による回収開始 2015 年 一般廃棄物乾燥機新規設置、燃料製造事業開始 2017 年 横浜市中区山下町に本社移転、プリント事業開始

(2021 年 6 月 25 日現在)

## 1. サプライチェーンにおける役割および強み

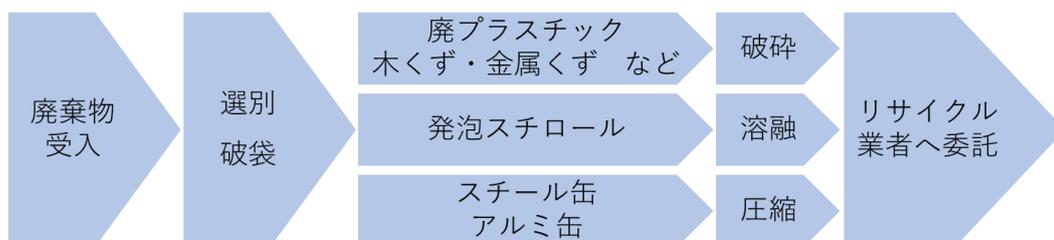
横浜環境保全是事業系一般廃棄物および産業廃棄物の収集運搬処分業者である。家庭ごみを除いた事業所で排出されるごみが収集対象であり、収集運搬量の7割が横浜市、2割が川崎市、残りの1割が東京23区、相模原市、町田市、大和市からの回収となっている。年間の総収集運搬量は8万2千トンにも及び、横浜市の事業系廃棄物収集運搬において約2割を同社が担うなど、地域への貢献度は大きい。



※かっこ内の数値は総収集運搬量に対する割合

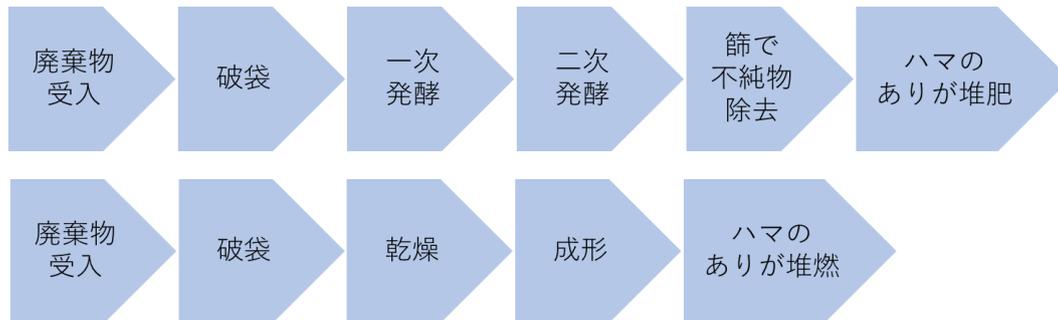
資料：横浜環境保全「2019年度版環境経営レポート」

事業者から収集した廃棄物のうち、重量ベースで8割は一般廃棄物である。これらについては、行政の指導の下、回収先の自治体の清掃工場へ持ち込むまでが横浜環境保全の役割となる。残りの2割を占める産業廃棄物については、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくずおよび陶磁器くず、がれき類の5品目が自社で処理可能であり、特に廃プラスチック類が多く、産業廃棄物全体の7割を占める。これらの廃棄物は、金沢事業所にある中間処理施設へ持ち込まれ、品目ごとに選別、破袋される。その後、破砕、溶融、圧縮され、(株)シンシアや(株)アイテックなどの外部リサイクル業者へ委託するまでが同社の役割となる。特別管理産業廃棄物収集運搬の許可も取得しており、脱着装置付コンテナ専用車や保冷車により感染性廃棄物を収集し、処分業許可業者へ運搬することも可能となっている。



このほかにも、生ごみや動植物性残渣のリサイクルも行っている。同社は堆肥化施設と燃料化施設を擁しており、堆肥化施設では生ごみや動植物性残渣を破袋処理し、クリーンコンポに

て約 2 週間かけて一次発酵させた後、養生槽で約 1 カ月二次発酵させ「ハマのありが堆肥」を製造している。燃料化施設では、選別、破袋された生ごみを約 180 度で 18 時間乾燥させた後に、成型機で形を整え、ボイラーなどの燃料となる「ハマのありが堆燃」として事業者へ販売される。



本業である廃棄物の収集・運搬・処分の中で、特に力を入れているのが処分である。横浜環境保全是、回収した産業廃棄物を安易に焼却処分とせず、可能な品目については全てリサイクルするよう努めている。

廃プラスチック類のリサイクル率は97%となっており、生ごみ、動植物性残渣、木くず、金属くず、ガラスくず・陶磁器くずについては、100%を達成している。リサイクルの難しいがれき類は52%に留まるものの、横浜環境保全全体では96%のリサイクル率であり、非常に高い水準と言える。

(単位：トン)

2019年度	生ごみ	動植物性残渣	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず 陶磁器くず	がれき類	合計
収集運搬量	922	249	10,361	509	1,831	278	386	14,536
リサイクル量	922	249	10,087	509	1,831	278	203	14,079
リサイクル率	100%	100%	97%	100%	100%	100%	52%	96%

資料：横浜環境保全「2019年度版環境経営レポート」

環境問題が注目される中、排出事業者に関心される産業廃棄物の有機・無機を問わないリサイクルなど、高橋社長が環境保全トータルシステムと呼ぶこれらの事業は大きな強みとなっている。

## 2. 業界・取引先からの要望・ニーズ

廃棄物処分業界では、国内処理能力の拡大が求められている。2016年の国内廃プラスチック排出量は899万トンであり、そのうち約152.7万トンを輸出している。なかでも、中国への輸出量は80.3万トンであり、総輸出量の約52.6%と過半数を占めていた。しかし、2017年末に中国が廃プラスチックの輸入を規制したことにより、国内処理能力を大きく超える廃プラスチックが行き場を失うこととなった。この現象は、廃棄物量の多い大都市部周辺で顕著であった一方、地方では余力を持つ処分業者も存在し、国内での地域間格差が生まれた。横浜環境保全はこの課題に対し、処理工程の効率化などを含めた自社の廃プラスチック処理能力の拡大の方針を打ち出している。

(単位：万トン)

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	
	輸出量	輸出量	輸出量	輸出量	輸出量	2016年比
総輸出量	152.7	143.1	100.8	89.8	82.1	▲ 46.2%
対中国	80.3	74.9	4.6	1.9	0.7	▲ 99.1%
比率	52.6%	52.3%	4.6%	2.1%	0.9%	▲ 51.7pt

資料：財務省「普通貿易統計」

また、業界全体の問題として慢性的な人手不足が挙げられる。廃棄物収集運搬業は、パッカー車で1箇所ずつ回りながら収集するため、ドライバーや作業員など多くの人手を必要とする。しかし、3Kと言われる「きつい」、「汚い」、「危険」というイメージを持たれることが多く、人材の確保に苦労している企業が多い。横浜環境保全では、地元の小中高生が描いた絵をプリントした「デザインパッカー車」での収集や地域イベントへの積極的な参加、横浜市の職業冊子の作成への協力など、業界全体のイメージアップや認知度向上を図っており、廃棄物収集運搬業を目指す若者の増加が期待される。

そのほか、2001年1月に施行された循環型社会形成推進基本法により、産業廃棄物の排出者責任が明確化されたことを受け、顧客である事業者から適切な廃棄物処理およびサービスの安定供給ニーズが強くなった。このような要望に対して、横浜環境保全の財務体質は健全であり、安定したサービスの提供を実現している。

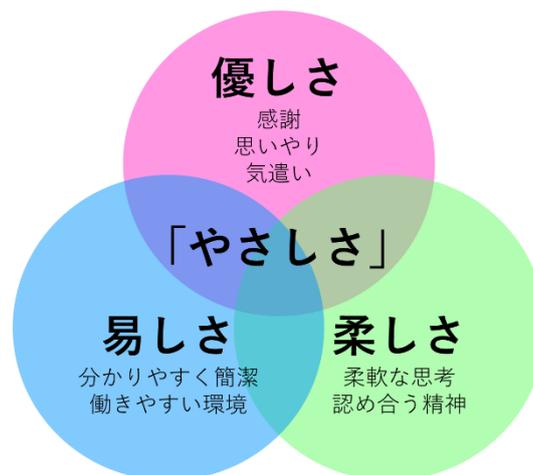
近年では、環境問題への意識の高まりから単なる焼却処分ではなくリサイクルを希望する顧客も多い。同社のリサイクル率は96%と非常に高い水準を維持しており、リサイクルが不可能ながれきり類以外は、ほとんど全てリサイクルすることで顧客のニーズに応えている。

### 3. 経営方針と事業活動

#### 【代表者の想い】

横浜環境保全是、1972年に横浜市より一般廃棄物収集運搬業許可第一号を受けて以降、廃棄物の適正処理に努め、社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ってきた。現在では、一般廃棄物だけに留まらず、産業廃棄物にも事業領域を拡大し、廃棄物の収集・運搬・処分や社会からの要請が高まっているリサイクルなど、環境保全に関わるさまざまな事業に取り組んでいる。

このような事業を営む中で横浜環境保全が大事にしていることは、3つの“やさしさ”である。1つ目の“優しさ”は、感謝や思いやり、気遣いの心などの意味を持ち、2つ目の“易しさ”は、分かりやすく簡潔であることや働きやすい環境などを表す。そして、3つ目の“柔しさ”は、柔軟な思考や認め合う精神などの意味がある。これらには、顧客、社会、従業員などといった全てのステークホルダーを大切にしようとする高橋社長の想いが込められている。



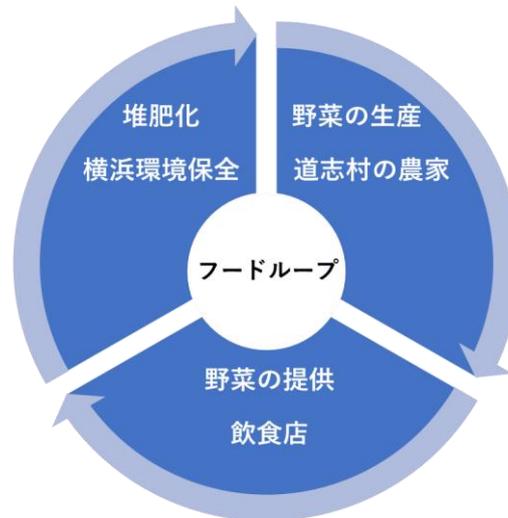
#### 【企業理念やミッションの共有】

横浜環境保全には、「未来そして子供たちのために“環境保全事業”を通して地域社会に最も貢献する」という企業理念のほかに、「私たちをとりまくすべての人達の明るい未来を実現する」、「社会へ、そして子供たちに誇れる会社にする」、「お客様から信頼され、すべてに感謝し合える企業にする」といった、3つのミッションがある。これらの企業理念やミッションを落とし込んだ「横浜環境保全の考え方」という冊子を作成し、全従業員に配付することで、社内での浸透を図っている。

就活生向けの会社説明会や新入社員が入社する際、高橋社長自らが経営理念やビジョンについて詳細に説明している。経営陣と従業員との間で考え方や方針のギャップが埋まり、従業員満足度が向上、高いモチベーションを維持することができている。その成果もあり、2020年度の退職者は7名と、2017年度以降、退職者数は年々減少している。

【リサイクル事業】

リサイクル事業に積極的な同社のなかでも特徴的な取組みとして、「フードループ」が挙げられる。フードループとは、レストランなどの飲食店で出た生ごみを横浜環境保全が回収、金沢事業所で「ハマのありが堆肥」として堆肥化した後に、横浜市の水源でもある山梨県道志村の契約農家で使用され、生産された野菜が再び排出事業者である飲食店などで提供されるという食の循環のことである。



飲食店での提供だけでなく、この活動の認知度を上げようと定期的に社内販売イベントを開催している。今後は、地域貢献の一環として子ども食堂への無償提供も予定しており、同社の従業員だけでなく、その家族や地域の子供たちにもフードループに触れてもらい、興味を持ってもらうことで、環境意識が高まり、食品ロスの低減につながることを期待される。

フードループは生ごみを堆肥化する工程で、長期間発酵させる必要がある。この際に、強い臭いが発生するため、近隣への影響が大きい都市部でこのような事業に取り組んでいる業者は少ない。横浜環境保全では、生ごみの搬入時、堆肥の運搬時以外はシャッターを閉めて、発生した臭気が外部に漏れないようにしており、深さ2メートルに敷き詰めた桜のおがくずの層を通して完全に脱臭してから排出している。そのほか、堆肥化設備をこまめに清掃することで臭気の発生自体を抑えている。このような、脱臭効果に優れたおがくずを利用した臭気対策などを講じることで、同社は横浜市でのフードループ事業を実現している。

2001年に堆肥化施設を新設してから、20年余り生ごみの堆肥化に取り組むことで、同社には内容物の割合や製造工程などのノウハウが蓄積されている。同業他社がフードループに取り組もうとしても、有効な堆肥を製造することは容易ではなく、環境へ配慮した廃棄物処理ニーズが高まる現代において、横浜環境保全の大きな強みとなっている。

ハマのありが堆肥は100%有機堆肥として、かながわりサイクル製品にも認定されており、道志村の契約農家だけでなく、金沢事業所や瀬谷事業所にて一般消費者にも販売している。使用した農家からは、通常の堆肥よりも農作物の発育速度が速く、臭いが少ないと好評である。

また、堆肥化事業は食品リサイクル法にも対応しており、出荷前に必ず民間の検査機関である㈱ニチユ・テクノにて堆肥の成分分析を行っており、分析の結果は堆肥を入れた袋に貼ることで表示している。ハマのありが堆肥は、窒素成分が多く含まれている点が特徴であり、特に葉物野菜の育成に有効であると言われている。

【業界価値の向上、環境意識を高める活動】

廃棄物処理業界のイメージ改善のために、2014年から地域の子供たちが描いた絵をプリントした「デザインパッカー車」で収集運搬を行っている。この取組みを始める前は地味な色だったパッカー車が色鮮やかなデザインとなることで、街でデザインパッカー車を見かけた子供たちが作業員に対して笑顔を見せるなど、従来のマイナスのイメージが大きく変わった。



従来のパッカー車



デザインパッカー車

デザインパッカー車による廃棄物の回収は、当初は自治体による色指定のない産業廃棄物用パッカー車のみで実施していたが、横浜環境保全の取組みが街の活性化に貢献することが行政にも伝わり、一般廃棄物用パッカー車のカラー自由化につながった。現在では、一般廃棄物用パッカー車や運搬車にも取組みの広がりを見せ、同社が保有する車両のおよそ3分の1に子供たちの絵がデザインされており、今後も順次拡大予定である。

プリントされる絵は、横浜環境保全が募集するデザインコンテストに応募した小中高生の絵から選定している。自分の描いた絵が、街を走るパッカー車にプリントされることで、廃棄物処理業界への関心が高まり、環境保全活動に取り組む子供たちの増加が期待される。

千葉県や山梨県などの県外同業者がデザインパッカー車を見学に来るなど、この取組みは全国に広まりつつあり、横浜環境保全としても、業界全体で盛り上げようと惜しみなく情報の提供に努めている。

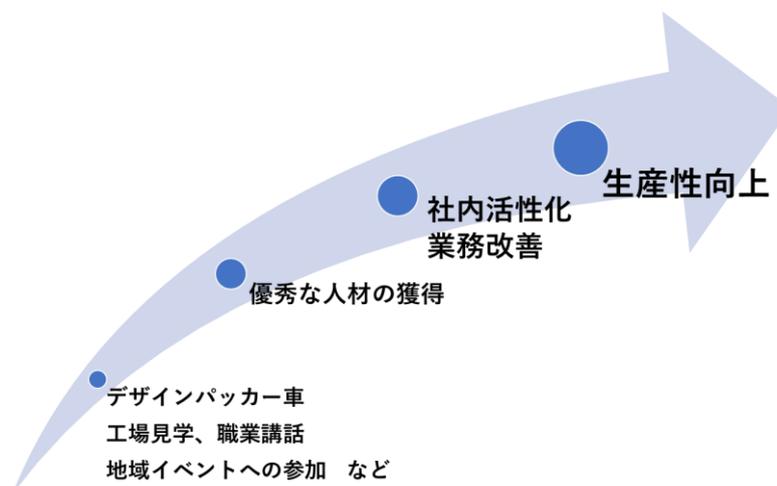
そのほかにも、横浜市作成の職業冊子の支援や地域の小中学校からの工場見学の受入れ、廃棄物処理業への理解を深めるための職業講話など、環境意識を高める活動に注力している。現在は新型コロナウイルス感染症が原因で開催されていないが、高橋社長が常任理事を務める

(公社) 神奈川県産業資源循環協会の東海道宿場町清掃活動などへの参加や、横浜開港祭のごみ分別ブースを運営し、瓶・缶・ペットボトルのリサイクルを同社が担うなど、地域のイベントにも積極的に参加していた。また、ごみ拾いや環境イベントに関するポータルサイトである BLUESHIPにも登録しており、横浜環境保全が主体となって地域の住民を巻き込んだ環境活動を毎月行っており、年間30回以上は環境意識を高める活動に取り組んでいる。

このように、横浜環境保全が環境意識を高める活動に力を入れているのは、根本的な環境問題の解決には一人一人の認識を変えていくことが必要だという考えに基づいている。回収した廃棄物は、業者により適切に処理できるが、人々のモラルの欠如により不法投棄された廃棄物の処理には限界がある。廃棄物の削減に関しても、排出元となる一般家庭や事業者が気を付けることで大きな改善が見込める。横浜環境保全は、環境意識を高める活動に積極的に取り組むことで、人々の認識を変革していく役割を果たしている。

こうした業界価値を向上させる活動を継続することにより、環境意識の高い若者が増え、人手不足が叫ばれる廃棄物処理業界においても横浜環境保全の新卒採用は増加している。2017年度から継続して新卒者を5名前後採用しており、2021年度は7名の採用に至った。同社と共に環境保全に貢献しようという高い志を持った優秀な人材が入社したことで社内が活気づいており、新規事業検討推進委員会、既存事業営業力強化検討推進委員会、事務システム高度化検討推進委員会、人材育成検討推進委員会、CSR推進委員会の5つの委員会が設置され、従業員同士の活発な意見交換が行われている。処理場の壁面に全従業員の手形で作った模様を取り入れるなど委員会の中で出た提案を実施し、社内の一体感や連帯感を高めている。また、混在した瓶・缶・ペットボトルの分別作業を見直し、2019年12月時点で39.2%だった残渣率を2021年5月には14.5%へと大きく改善するなど、若手や新規採用者が新しい風を吹かせることで、これまでになかった取組みや既存事業のブラッシュアップにつながっている。

デザインパッカー車などの業界価値向上の取組みや地域イベントへの参加といった環境意識を高める活動が、優秀な人材の獲得につながり、社内が活性化することで業務が改善され、生産性が向上している。



#### 【健康経営への取組み】

近年、労働人口の減少に伴う長時間労働などが社会問題となる中、横浜環境保全は従業員の健康増進に力を入れている。労働環境が悪化することで、心身ともに従業員の健康が脅かされると、欠勤や離職、モチベーションの低下など経営的リスクを孕むこととなる。

そうした事態に陥らないために、健康経営宣言の明文化や10年勤務者の人間ドック受診、健康診断における再検査実施率100%達成、運動などを目的とした施設の利用が可能な福利厚生制度の導入、安全衛生委員会の設置、健康増進活動の振り返り機会を設けるなど、さまざまな取組みを実施している。その結果、2020年度横浜健康経営認証AAAを取得、横浜市にも認められる企業となった。

また、横浜環境保全では、従業員だけでなく従業員の配偶者も会社負担で健康診断を受けることができる。家族の健康にも気を配ることで、従業員が安心して業務に専念できる環境を整えている。

このような健康経営の推進は、健全な人材の確保にもつながり、事業継続性が高まるなど経営面でのプラスの効果も大きい。根幹にあるものは従業員を大切にしたいという横浜環境保全の理念である。環境保全を担う従業員が、生き生きと働き、笑顔溢れる職場を醸成するという同社の方針が反映されている。

#### 【環境負荷の低減】

135台の廃棄物収集運搬車を抱える横浜環境保全は、廃棄物回収時のCO2排出抑制への意識も高い。回収ルートの見直しを随時行うことで、効率的な道を回るよう努めている。走行距離の短縮だけでなく、廃棄物を積む際の巻き込み方を工夫することで燃費も向上している。パッカー車は、廃棄物を巻き込むのに大きなエネルギーを要するため、作業員の継続的なQC活動により、日々改善している。

また、リサイクルのために廃棄物を細かく分別すると、運搬する車両や持ち込む外部の処理場が多くなり、通常であれば走行距離が増加するが、同社の場合は自社工場にて中間処理しているため、他の回収運搬業者よりも走行距離を削減できる。

そのほか、廃棄物の堆肥化や固形燃料化などのリサイクルに積極的に取り組むことで、廃棄物の焼却量が抑えられ、CO2排出量の低減につながっている。特に、水分を多く含んでいる生ごみなどは、焼却炉の温度を下げ、多くの燃料が必要となり焼却効率が低下するため、助燃材使用量の削減にも貢献している。

環境負荷低減活動が認められ、2006年3月にはエコアクション21の認証を取得している。環境経営レポートを作成し、活動内容や環境経営方針、燃料使用量、廃棄物排出量、水排出量、CO2排出量、リサイクル率などを自社ホームページおよびエコアクション21のサイトで継続的に公表することで、環境問題に直接関わる廃棄物処理業者としての信頼が高まっている。2019年度の実績は2015年度と比較して全ての項目で改善しており、特にリサイクル率は毎年度、非常に高い水準を維持している。

項目	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 実績	2018年度 実績	2019年度	
					実績	2015年度比
軽油使用量 (リットル)	1,064,504	1,049,438	1,046,109	1,022,104	977,999	▲ 8.1%
廃棄物排出量 (トン)	713.7	517.7	611.9	329.9	457.9	▲ 35.8%
水排出量 (m <sup>3</sup> )	2,952	2,451	2,214	2,190	2,420	▲ 18.0%
CO2排出量 (トン)	3,246	3,343	3,198	3,106	2,903	▲ 10.6%
リサイクル率 (%)	96.5	97.4	97.0	98.1	96.9	+ 0.4pt

資料：横浜環境保全「2019年度版環境経営レポート」

#### 【各種認証】

横浜環境保全是、かながわりサイクル製品や横浜市健康経営認証AAA、エコアクション21などの各種認証のほかに、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者  
に認められる「プライバシーマーク」、環境保全活動や地域ボランティア活動などの社会的事業に  
取り組んでいる企業が認定される「横浜型地域貢献企業プレミアム表彰」、横浜市のSDGs認  
証制度である「Y-SDGs 上位認定 (Superior)」など、多くの認証を取得している。

これらは全て、同社の経営理念やミッションに通ずる取組みであり、今後も更新、新規取得に  
励む方針である。

#### 4. 企業活動が環境・社会・経済に与えるポジティブ・ネガティブなインパクト

【ポジティブなインパクトが期待できる活動】

テーマ	活動内容
<社会面> 衛生的な住環境の提供 廃棄物処理能力の拡大 食の循環	①感染性廃棄物を含めたあらゆる事業系廃棄物の回収 ・多様な回収車の所有（脱着装置付きコンテナ専用車、保冷車） ・複数許可の取得（一般廃棄物収集運搬処分業、産業廃棄物収集運搬処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業） ②廃プラスチックの処理能力拡大 ・処理工程の効率化などを含めた自社の廃プラスチック処理能力の拡大方針を示している ③フードループへの取組み ・飲食店で出た生ごみを堆肥化、野菜の生産に利用 ・生産された野菜を排出事業者である飲食店で提供
<経済面> 高い経済生産性の達成 社員の笑顔	①業界価値向上に伴う優秀な人材の確保による生産性向上 ・デザインパッカー車での廃棄物回収などで業界価値向上 ・優秀な若手従業員の増加による社内活性化 ②生き生きとした働きがいのある職場の醸成 ・経営理念などの共有により従業員満足度向上 ・健康経営の実践による安心して働ける職場環境の構築
<環境面> 持続可能な生産消費形態 廃棄物削減 環境意識を高める活動	①リサイクル事業による廃棄物の削減 ・産業廃棄物 5 品目のリサイクルによる廃棄物の削減 ・廃棄物の再資源化事業（ハマのありが堆肥、ハマのありが堆燃）による廃棄物の削減 ②環境意識を高める活動 ・工場見学や職業講話などによる環境意識を高める活動

【ネガティブなインパクトを低減する活動】

テーマ	活動内容
<社会面> 衛生的な住環境の提供	①生ごみの堆肥化、固形燃料化工程において発生する臭気への対策 ・シャッターによる臭気の遮断 ・桜のおがくずを活用した脱臭
<環境面> 環境負荷低減	①廃棄物回収作業の効率化や焼却量削減などによる環境負荷低減 ・回収ルートの見直し、自社処理場の利用による走行距離の短縮 ・回収作業の継続的な改善による回収車の燃費向上 ・積極的なリサイクルによる焼却量の削減

(1) UNEP FI が掲げるインパクトレーダーとの関連性

横浜環境保全の企業活動は、複数種類の回収車を保有し、一般廃棄物および産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可を保有していることで可能となっている衛生的な住環境の提供は「健康と衛生」に、リサイクル事業全般による廃棄物削減や廃棄物処理能力の拡大方針、人々の環境意識を高める活動は、「廃棄物」に関するポジティブなインパクトが想定される。また、生ごみから製造された堆肥を使用して生産した野菜を排出事業者である飲食店で提供する食の循環「フードループ」への取組みは「食料」に、デザインパッカー車などによる業界価値の向上に伴う職場の活性化で実現した高い経済生産性の達成が同社の収益性向上につながり、「経済の収れん」におけるポジティブ・インパクトに該当する。さらに、経営理念の共有や健康経営の実践によりもたらされた社員の笑顔は、定着率の改善につながるため「雇用」に、事業者から回収した廃棄物を堆肥や固形燃料などに再生することで実現している持続可能な生産消費形態は、「資源効率・資源安全確保」に資するものである。

一方で、シャッターによる臭気の遮断や桜のおがくずによる脱臭といった衛生的な住環境の提供が、「健康と衛生」のネガティブなインパクトを低減させており、廃棄物回収ルートの見直しによる走行距離の短縮や回収作業の効率化、積極的なリサイクルによる焼却量の削減は環境負荷低減につながることから、「気候変動」に対するネガティブ・インパクトの抑制となっている。

利用可能性、アクセス性、 価格の手頃さ、品質	質（物理的・化学的性質）と 有効利用	環境の制約内で人のニーズを満たす手段としての、人々・社会のための経済的価値創出
水	大気	包摂的で健全な経済
食料	水	経済の収れん
住宅	土壌	
健康と衛生	生物多様性と生態系サービス	
教育	資源効率・資源安全保障	
雇用	気候変動	
エネルギー	廃棄物	
移動手段		
情報		
文化・伝統		
人格と人の安全保障		
司法		
強固な制度、平和、安定		

(2) SDGsとの関連性

横浜環境保全の企業活動は、衛生的な住環境の提供や廃棄物処理能力の拡大方針が「**ターゲット 11.1**」や「**ターゲット 9.4**」、「**ターゲット 14.1**」に、食の循環「フードループ」への取組みが「**ターゲット 2.4**」に関するポジティブなインパクトと想定される。業界価値向上への取組みに伴う優秀な人材の確保および社内の活性化による高い経済生産性の達成は「**ターゲット 8.2**」に、経営理念の共有や健康経営の実践でもたらされる社員の笑顔は、「**ターゲット 8.5**」にとってプラスの効果を与える。また、廃棄物の堆肥化、固形燃料化などによる持続可能な生産消費形態や積極的なリサイクルに伴う廃棄物削減は「**ターゲット 12.2**」や「**ターゲット 12.5**」に、地域の学校からの工場見学の受入れや職業講話などの環境意識を高める活動は「**ターゲット 13.3**」に資する。

一方、シャッターによる臭気の遮断や桜のおがくずによる脱臭といった衛生的な住環境の提供、回収ルートの見直しや廃棄物回収作業の改善などによる環境負荷低減は、「**ターゲット 11.6**」に関するネガティブなインパクトを抑制するものである。

特定されたインパクトが SDGs の 169 のターゲットに与える影響	SDGs の ゴール
<p>＜社会面＞ 食の循環、衛生的な住環境の提供、廃棄物処理能力の拡大</p> <p><b>2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システム確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。</b></p> <p>生ごみから「ハマのありが堆肥」を製造し、野菜の生産性を向上させ、排出事業者である飲食店などで再び提供されるフードループの取組みは、食料生産システムの持続可能性を向上させることに貢献している。</p> <p><b>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業カイゼンにより、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</b></p> <p>中国の廃プラスチックの輸入規制に伴う、国内処理能力の拡大という課題に対して、処理工程の効率化などを含めた廃プラスチック処理能力の拡大の方針を固めている横浜環境保全には、産業の持続可能性の向上が期待される。</p>	  

特定されたインパクトが SDGs の 169 のターゲットに与える影響	SDGs の ゴール
<p><b>11.1 2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</b></p> <p>横浜環境保全の核となる廃棄物収集運搬処分事業の安定的な供給は、広範な営業エリアの人々が、衛生的で安全かつ安心な生活環境を確保するために貢献している。</p> <p><b>12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</b></p> <p>産業廃棄物のリサイクルや生ごみなどの堆肥化、固形燃料化といった廃棄物の再資源化事業は有限な資源の有効利用に資する取り組みである。</p> <p><b>14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</b></p> <p>廃棄物収集運搬処分事業は、海洋に流れ込む廃棄物削減に貢献している。加えて、廃プラスチック処理能力の拡大方針により、プラスチックごみの回収量が増加し、海洋プラスチックごみの削減が期待できる。</p>	    
<p>&lt;経済面&gt; 高い経済生産性の達成、社員の笑顔</p> <p><b>8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</b></p> <p><b>8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。</b></p> <p>デザインパッカー車を活用した廃棄物の回収など業界価値を高める活動により、廃棄物処理業界に関心を持つ若者が増え、横浜環境保全に入社する優秀な人材も増加している。これらは、社内の若返りや活性化につながり、従業員の自発的な業務の改善や提案が多くなり、同社の生産性向上に貢献している。</p> <p>また、全従業員への「横浜環境保全の考え方」の配付や、高橋社長自らの経営理念やミッションの詳細な説明など、経営陣と従業員の進むべき方向性の一致を重んじる方針は、従業員のモチベーションや働きがいを向上させることにつながっている。</p> <p>さらに、健康経営への取り組みは、生き生きとした笑顔溢れる職場を醸成し、健全な従業員の確保につながっており、横浜市内事業系廃棄物収集運搬の 2 割を占める同社の事業継続性を高め、重要なインフラの維持に貢献している。</p>	

特定されたインパクトが SDGs の 169 のターゲットに与える影響	SDGs の ゴール
<p>&lt;環境面&gt; 環境負荷低減、持続可能な生産消費形態、廃棄物削減、環境意識を高める活動、衛生的な住環境の提供</p> <p><b>11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</b></p> <p>生ごみの堆肥化、固形燃料化工程において発生する臭気への対策として、シャッターによる臭気の遮断および桜のおがくずを活用した脱臭を行い、周囲への悪影響を軽減している。</p> <p>また、廃棄物回収ルートの随時見直しや従業員の意欲的な QC 活動による業務の改善、焼却量の削減により CO2 の排出を抑制している。</p> <p><b>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</b></p> <p>産業廃棄物 5 品目の積極的なリサイクルや生ごみなどの堆肥化事業「ハマのありが堆肥」、固形燃料化事業「ハマのありが堆燃」などが廃棄物の削減に大きく貢献している。</p> <p><b>13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</b></p> <p>地域の学校からの工場見学の受入れや職業講話を通じた廃棄物処理業への理解度向上、地域住民を巻き込んだごみ拾いの実践などといった環境意識を高める活動に積極的に取り組んでいる。</p>	    

### (3) 地域課題との関連性

#### ①地域経済に与える波及効果の測定

横浜環境保全是、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの KPI を達成することによって、10 年後の売上高を 72 億円に、従業員数を 500 人にすることを目標とする。

「平成 27 年神奈川県産業連関表」を用いて、神奈川県経済に与える波及効果を試算すると、この目標を達成することによって、横浜環境保全是、神奈川県経済全体に年間 125 億円の波及効果を与える企業となることが期待される。

#### ②地域の独自課題への貢献

##### 【横浜市環境管理計画、エコハマ 3 R 夢への取組み】

横浜環境保全是立地する神奈川県横浜市では、「横浜市環境管理計画」や「エコハマ 3 R 夢プラン」といった環境保全計画が存在する。

横浜市環境管理計画は、横浜市環境の保全および創造に関する基本条例に基づき策定している環境分野の総合計画であり、計画期間を 2025 年までとしている。環境側面からの基本施策として、地球温暖化対策、生物多様性、水とみどり、都市農業、資源循環、生活環境、環境教育・学習の 7 つに取り組んでいる。この中で、横浜環境保全是、廃棄物回収作業の効率化や焼却量の削減などによる環境負荷低減が地球温暖化対策に、産業廃棄物のリサイクルや「ハマのありが堆肥」、「ハマのありが堆燃」の製造が資源循環に貢献している。さらに、横浜市の事業系廃棄物の収集運搬シェア 2 割を担うことやデザインパッカー車での回収および毎月実施している地域住民とのごみ拾いなどが、生活環境や環境教育・学習の実現に寄与している。

また、エコハマ 3 R 夢プランは、横浜市一般廃棄物処理基本計画「G 30 プラン」に続く施策であり、「市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3 R を推進するとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指します。」の基本理念のもと取り組んでいる基本計画である。計画期間は 2010 年から 2025 年の 15 年間となっている。具体的施策として、環境学習・普及啓発、リデュースの推進、家庭系ごみ対策、事業系ごみ対策、ごみの処理・処分、きれいなまちづくりの 6 つを挙げており、横浜環境保全のリサイクルによる廃棄物の削減や環境意識を高める活動などは、その多くに貢献している。

##### 【行政への協力】

台風などの自然災害時に発生する災害廃棄物への対応は、行政の大きな課題となっている。行政から廃棄物処理の業界団体へ処理の依頼が来ても、その膨大な量を前に、積極的に取り組もうとする業者は少ない。しかし、高橋社長は自ら手を上げ取り組むなど、社会貢献に積極的な方針は、業界団体の模範となっている。

また、2019年に古紙の価格が下落した際、自治体から古紙回収を委託されていた業者が撤退し、街中に段ボールなどが溢れかえる事態が発生した。通常の廃棄物回収業務をしていた横浜環境保全の作業員が、このような街の様子を見つけ、高橋社長に伝え、同社の理念である地域社会への貢献を実現するため、採算を顧みず古紙回収に協力することを横浜市に申し出た。

### ③横浜環境保全の持続的な成長への貢献度

横浜環境保全が本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組む目的は、自社の環境保全や業界価値向上への取組みを公表することで、未来そして子供たちのために、産業廃棄物処理業界全体で環境問題に取り組む姿勢を醸成したいという気持ちを具現化するものである。

また、自社の経営にとっても、社内の業務の棚卸しをし、SDGsの精神や社会・経済・環境に関する目標・KPIを設定することによって、自社の現状や目指すべき方向性を社員と共有し、全社員のベクトルを合わせることで、経営体制をより強固なものにできると考えている。

さらに、取引先や地域など対外的にも、自社の経営理念やミッション、経営者の想い・こだわり等を周知することで、自社の強みや企業風土の理解を促進し、新規受注や採用などにつながるなど、持続的成長の源泉になることを期待している。

## 5. インパクトを測定する KPI（指標と目標）

特定されたインパクト	KPI（指標と目標）	関連する SDGs
<p>&lt;社会面&gt; 健康と衛生 廃棄物 食料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2030年までに、廃棄物の取扱量を現状の8万2千トンから、9万トンまで増加させる</li> <li>・フードループの取組みを社外へ広くPRし、野菜生産者や飲食店などの参画事業者を増加させる</li> </ul>	   
<p>&lt;経済面&gt; 経済の収れん 雇用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業他社でのデザインパッカー車の普及に貢献する</li> <li>・新卒採用を強化し、毎年採用を実現させ、従業員の福利厚生の充実に努める</li> </ul>	
<p>&lt;環境面&gt; 資源効率・ 資源安全確保 気候変動 廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハマのありが堆肥」、「ハマのありが堆燃」の合計製造量30トンを維持する</li> <li>・2030年までに、CO2排出量を2013年度の3,373トンから▲15%削減し、2,867トンまで低減させる</li> <li>・地域の住民や小中学生に対する自社工場見学を積極的に受け入れる</li> </ul>	  

## 6. マネジメント体制

横浜環境保全では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、組織横断的なプロジェクトチームを結成。高橋社長が陣頭指揮を執り、社内の制度や計画、日々の業務や諸活動を棚卸しすることで、自社の事業活動とインパクトリーダーや SDGs との関連性について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、高橋社長を最高責任者に、高橋専務を環境管理責任者とした、経営企画室内に設置されたプロジェクトチームを中心として、全従業員が一丸となって、KPI の達成に向けた活動を実施していく。

高橋社長が本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組む最大の目的は、横浜環境保全の企業理念である「未来そして子供たちのために“環境保全事業”を通して地域社会に最も貢献する」を達成することである。産業廃棄物処理業界は環境問題に直接関わり、これからは業界全体で環境保全に取り組んでいく必要があると考えている。さまざまな環境意識を高める活動を通して廃棄物処理業界の認知度を向上させ、積極的に SDGs に資する取組みを行うことで業界価値の向上を図り、ひいては人々が環境保全活動に興味関心を持つことで、未来そして子供たちのために行動していくことを狙う。

最高責任者	代表取締役社長 高橋義和
環境管理責任者	専務取締役 高橋亮平
担当課	経営企画室

## 7. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、静岡銀行と横浜環境保全の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。

静岡銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは静岡銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

以上

## 本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、静岡経済研究所が、静岡銀行から委託を受けて実施したもので、静岡経済研究所が静岡銀行に対して提出するものです。
2. 静岡経済研究所は、依頼者である静岡銀行および静岡銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する横浜環境保全から供与された情報と、静岡経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に準拠しながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者および本件問合せ先>

**一般財団法人静岡経済研究所**

企画調査部 調査グループ長 森下 泰由紀

研究部 研究員 中澤 郁弥

〒420-0853

静岡市葵区追手町 1-13 アゴラ静岡 5 階

TEL : 054-250-8750 FAX : 054-250-8770

## 第三者意見書

2021年6月25日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

横浜環境保全株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社静岡銀行

評価者：一般財団法人静岡経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、静岡銀行が横浜環境保全株式会社（「横浜環境保全」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、静岡経済研究所による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。静岡銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、静岡経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、静岡銀行及び静岡経済研究所にそれを提示している。なお、静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包摂的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7% を占めるにもかかわらず、付加価値額では

52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>

- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

静岡銀行及び静岡経済研究所は、本ファイナンスを通じ、横浜環境保全の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、横浜環境保全がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

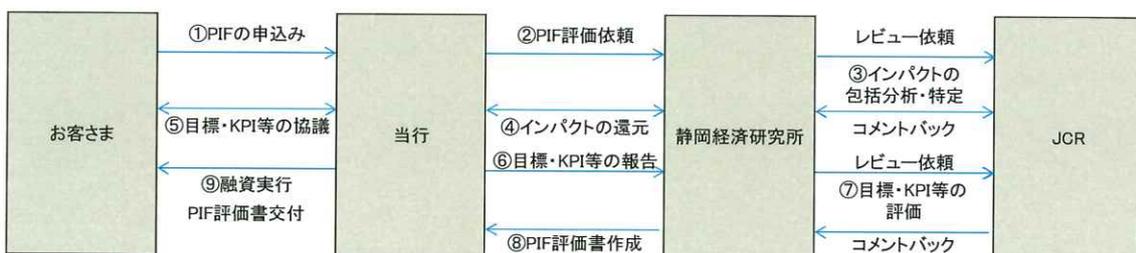
SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、静岡銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 静岡銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：静岡銀行提供資料)

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金3億円以下または従業員300人以下、サービス業は資本金5千万円以下または従業員100人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員20人以下の企業をさす。

- (2) 実施プロセスについて、静岡銀行では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、静岡銀行からの委託を受けて、静岡経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

---

#### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

---

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て静岡経済研究所が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

---

#### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、静岡経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である横浜環境保全から貸付人である静岡銀行及び評価者である静岡経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な

範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
  - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
  - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
  - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
- 

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当主任アナリスト

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当アナリスト

梶原 康佑

---

梶原 康佑

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

## ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル